

議案第 58 号

飯能市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例（案）

飯能市個人番号の利用に関する条例（平成 27 年条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 1 の項中「医療に関する給付の支給に関する情報」の次に「（以下「国民健康保険等給付関係情報」という。）」を加え、同表の 2 の項中「又は児童扶養手当関係情報」を「、児童扶養手当関係情報又は国民健康保険等給付関係情報」に改め、同表の 4 の項中「地方税関係情報」の次に「又は国民健康保険法による医療に関する給付の支給に関する情報」を加え、同表の 5 の項中「地方税関係情報」の次に「又は国民健康保険等給付関係情報」を加える。

附 則

この条例は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

令和 6 年 9 月 6 日提出

飯能市長 新 井 重 治

飯能市個人番号の利用に関する条例新旧対照表

改正後			改正前		
別表第 2（第 3 条関係）			別表第 2（第 3 条関係）		
執行機関	事務	特定個人情報	執行機関	事務	特定個人情報
1 市長	生活保護準用事務であって規則で定めるもの	国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）による医療に関する給付の支給に関する情報（以下「 <u>国民健康保険等給付関係情報</u> 」という。）、高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）による自立支援給付の支給に関する	1 市長	生活保護準用事務であって規則で定めるもの	国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）若しくは高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）による医療に関する給付の支給に関する情報、高齢者の医療の確保に関する法律による保険料の徴収に関する情報、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）による自立支援給付の支給に関する

情報、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、地方税法（昭和25年法律第

による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による給付金、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報、地方税法（昭和25年法律第226号）その他の地方税に関する法律に基づく条例

		226号) その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)、母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報、介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する		の規定により算定した税額若しくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「地方税関係情報」という。)、母子保健法(昭和40年法律第141号)による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法(昭和46年法律第73号)による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報、介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに
--	--	--	--	--

		る情報又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による中国残留邦人等支援給付若しくは配偶者支援金の支給に関する情報であって規則で定めるもの			永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による中国残留邦人等支援給付若しくは配偶者支援金の支給に関する情報であって規則で定めるもの		
2	市長	ひとり親家庭等医療費支給事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報、 <u>児童扶養手当関係情報</u> 又は <u>国民健康保険等給付関係情報</u> であって規則で定めるもの	2	市長	ひとり親家庭等医療費支給事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は <u>児童扶養手当関係情報</u> であって規則で定めるもの
3 省略				3 省略			
4	市長	子ども医療費支給事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は <u>国民健康保険法による医療に関する給付の支給に関する情報</u> であって規則で定めるもの	4	市長	子ども医療費支給事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの

5 市長	重度心身障害者医療費支給事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報又は国民健康保険等給付関係情報であって規則で定めるもの
5 市長	重度心身障害者医療費支給事務であって規則で定めるもの	地方税関係情報であって規則で定めるもの